

災害発生時等の措置と対応

安全を第一に優先し判断すること。決して無理をしないこと。場合によっては、保護者の判断により、自宅待機も可とする。

自然災害や事故等で、遅刻や欠席になった場合も、公欠と同じ扱いをする。

- ・台風、地震などの大規模災害で、大雨・洪水・暴風等の「警報」が発令されている場合。
- ・公共交通機関で事故が発生した場合。の扱いは以下のとおりとする。
※ 「警報」の発令は気象庁のホームページのものとする。

1. 気象災害が事前に予想される場合

1. 各 HR を通して生徒に連絡。
2. 連絡メール・Classi で保護者・生徒に連絡。
3. 本校ホームページに掲載

2. 気象災害（台風・大雪等）が発生した場合

I. 朝 6 時の時点で、自宅または川越を含む地域に「警報」が発令されている場合は、生徒は自宅待機とする。その後、自宅または川越を含む地域に「警報」が解除された場合は、下記の通りとする。

- ① 午前 8 時の時点で「警報」が解除されているときは、3 時間目からの授業（午前 10 時 35 分より SHR）とする。（土曜日は臨時休校とする）
- ② 午前 10 時の時点で「警報」が解除されているときは、土曜日を除き 5 時間目からの授業（午後 13 時 10 分より SHR）とする。
- ③ 午前 10 時まで「警報」が解除されなかったときは臨時休校とする。

※ 授業が行われる場合でも、登校が困難な場合や安全確保に不安がある場合は、自宅待機も可とする。後日、保護者からの届け出で欠席、遅刻扱いとならないように配慮する。

II. 気象災害（台風・大雪等）時に公共交通機関が運転見合わせをした場合

朝 6 時の段階で、東武東上線、西武新宿線、JR 埼京線のいずれかが（それぞれ川越市駅、本川越駅、川越駅を含む範囲で）運転見合わせの場合は、生徒は自宅待機とする。

- ① 午前 8 時までに復旧した場合は 3 時間目からの授業とする。
- ② 午前 10 時までに復旧した場合は午後からの授業とする。
- ③ 午前 10 時までに復旧しない場合は臨時休校とする。

または、その他の通学に利用する交通機関が運転見合わせで、振替輸送もなく登校が困難な場合、安全に登校できるまで自宅で待機すること。その後復旧し次第、安全を確保しつつ登校すること。

※後日、保護者からの届け出で欠席、遅刻扱いとならないように配慮する。

III. 気象災害（台風・大雪等）で校舎の破損等が発生し、学校が授業実施困難と判断した場合。

連絡メール・Classi で生徒・保護者に連絡する。また、本校ホームページにも掲載する。

3. 人身事故等による公共交通機関の不通の場合

無理をせず、復旧し次第、安全を確保して登校すること。復旧の時間によっては公欠の扱いにする場合もある。

4. 自然災害時のスクールバスの運行

朝 6 時の時点で、「警報」が出ていた場合と、公共交通機関が不通となっていた場合は原則運休とする（但し、上尾西口朝 6 時発のバスは、運行する可能性がある）。その後通学が可能になった場合は、バス利用者は公共交通機関を利用し登校すること。その際、帰りのスクールバスは運行する。

5. 生徒在校時の対応

学校周辺の状況を勘案し、学校長が「下校」または「待機」の判断をする。

「下校」の場合、保護者に連絡メールを配信する。

6. その他

- ① 災害については原則上記の通りとするが、状況に変化が生じた場合は連絡メール・Classi やホームページにて連絡をすることもある。その際は上記と異なる場合もある。
- ② 日曜祝祭日や長期休業中も上記に準じる。
- ③ 地震発生時についても上記に準じる。登下校時に発生することも十分考えられるので、自宅から学校までの通学路沿いの避難場所の確認と、携帯が通じにくくなることを想定し、公衆電話の場所の確認等行っておくこと。
- ④ 災害に伴う欠席等の連絡は原則不要とする。（非常時には回線が込み合い緊急対応の妨げとなることも考えられるため。）